

○小山市中小企業販路開拓事業助成金交付要綱

平成18年3月31日

規程第5号

改正 平成28年3月31日規程第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の販路の開拓と本市の産業振興に資するため、自社製品及び自社技術（以下「自社製品等」という。）を展示会、見本市等（以下「展示会等」という。）に出展する事業を行う市内の中小企業者に対し交付する小山市中小企業販路開拓事業助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定するものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ、市内で1年以上事業を営む中小企業者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、自社製品等を国内又は海外で開催される展示会等へ出展する事業であり、本市の産業振興に資すると市長が認めたものとする。ただし、共同で出展するもの又は他の助成制度の適用を受けているものは、除くものとする。

(対象助成経費及び助成額)

第5条 助成金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする助成対象者（以下「申請者」という。）

は、小山市中小企業販路開拓事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、展示会等の終了後60日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第2号）
- (2) 企業概要書（様式第3号）
- (3) 法人登記簿謄本
- (4) 展示会等の開催要項及び申込書の写し
- (5) 対象経費の詳細が分かる領収証等の写し
- (6) 納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、同一年度内において、一の助成対象者につき1回を限度とする。
（助成金の決定等）

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、助成金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の可否及び交付額を決定したときは、小山市中小企業販路開拓事業助成金交付決定通知書（様式第4号）又は小山市中小企業販路開拓事業助成金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知の上、助成金の交付を可と決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は助成金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第28号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	対象経費	助成金の額	限度額
国内で開催される展示会等に出展する場合	(1) 出展料（出展小間料及び会場使用料） (2) 展示装飾費（自社製品等の展示に必要な装飾工事及び電気工事に要する経費） (3) 輸送費（自社製品等の輸送に要する経費（燃料費を除く。））	対象経費の3分の1の額（ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）	30万円
海外で開催される展示会等に出展する場合	上記（1）から（3）までに掲げるもののほか、次に掲げる経費 (1) 渡航費（渡航に要する航空賃） (2) 役務費（展示会等における通訳及び翻訳に要する経費）		50万円

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

小山市長

様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

印

小山市中小企業販路開拓事業助成金交付申請書

小山市中小企業販路開拓事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

事業の名称	
事業の概要	
出展製品	
出展製品の特長	
展示会等の会場	
開催期間	年 月 日～ 年 月 日
対象経費	1. 出展料 円 2. 展示装飾費 円 3. 輸送費 円 4. 渡航費 円 5. 役務費 円
	1～5の合計額(A) 円
交付請求額	円(1,000円未満切捨て) (国内)30万円又は(A)×1/3のいずれか少ない額 (海外)50万円又は(A)×1/3のいずれか少ない額
振込先	金融機関名: _____ 口座番号: 普通・当座 _____ フリガナ: () 口座名義: _____

※ 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 企業概要書
- (3) 法人登記簿謄本
- (4) 展示会等の開催要項及び申込書の写し
- (5) 対象経費の詳細が分かる領収証等の写し
- (6) 納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業実施報告書

<p>1. 事業の目的</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>2. 展示会等での活動内容</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>3. 事業の効果</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>4. 今後の販路開拓への活用</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

※具体的に記入してください。

様式第3号（第6条関係）

企業概要書

本社	所在地			
	名称			
	代表者			
資本金				
従業員数				
業種				
業務内容 又は 製造品				
会社略歴				
工場 事業所 営業所等 (会社全体)		名称	所在地	人数
連絡先	所属・部署		電話番号	
	担当者		FAX番号	

様式第4号（第7条関係）

小山市指令 号
年 月 日

所在地

名称

代表者氏名 様

小山市長 印

小山市中小企業販路開拓事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった小山市中小企業販路開拓事業助成金について、下記のとおり交付することを決定したので、小山市中小企業販路開拓事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

助成金の交付決定額 : _____ 円

様式第5号（第7条関係）

小山市指令 号
年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

様

小山市長



小山市中小企業販路開拓事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった小山市中小企業販路開拓事業助成金について、下記の理由により交付できませんので、小山市中小企業販路開拓事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

(理由)

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)